

## 理事、監事及び評議員に対する報酬等及び費用弁償の支給基準

(常勤理事の報酬)

第1条 常勤理事に、年額480万円の範囲内で、報酬を支給する。

(報酬及び通勤手当の算定)

第2条 常勤理事の報酬の額は、月額376,000円とし、職員に支給する通勤手当相当分(支給条件は職員と同じ)を別途支給する。

(報酬の支給)

第3条 常勤理事の報酬は、源泉所得税、特別徴収の住民税、社会保険料等を控除し、毎月職員の給与と同じ支給日に同じ方法で支給する。

(非常勤の理事、監事の日当)

第4条 非常勤の理事及び監事に、毎年度総額50万円の範囲内で、日当を支給する。ただし、地方公共団体の職員である者には支給しない。

(日当の額)

第5条 日当の額は、一日、一人当たり10,500円とし、理事会等に出席の都度、源泉所得税を控除し支給する。

(評議員の日当)

第6条 評議員に、毎年度総額50万円の範囲内で日当を支給する。ただし、地方公共団体の職員である者には支給しない。

(日当の額)

第7条 日当の額は、一日、一人当たり10,500円とし、評議員会等に出席の都度、源泉所得税を控除し、支給する。

(理事、監事及び評議員の費用弁償)

第8条 理事、監事及び評議員に、センター用務に要した旅費を支給する。

(算定)

第9条 前条の旅費の算定は、センター職員旅費規程を準用する。

(附 則)

この基準は、平成22年9月27日から、適用する。

この基準は、一部改正し、令和7年5月30日から、適用する。